

Title	藤本実也著 富岡製糸所史
Sub Title	
Author	高村, 象平
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1944
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.38, No.2 (1944. 2) ,p.154(90)- 160(96)
JaLC DOI	10.14991/001.19440200-0090
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19440200-0090

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

藤本實也著「富岡製絲所史」

高村象平

明治初期の製絲業に關心を抱く者にとつて、一階齋國輝の畫く「上州富岡製絲場」及び「上州富岡製絲場之圖」と題する三枚續きの錦繪は甚だ親しいものである。前者は妙義山や赤城山を遠景とした同製絲所の全體を俯瞰した構圖であり、後者は繰絲場内における工女の作業振りを畫いてゐる。富岡製絲所は、周知の如く、明治五年十月民政部省勸業寮の所管の下に生れた。當時我が對外貿易差額は逆調續きであつて、これを順調たらしめんとして近代産業を外國から攝取し育成する政策が採られたのであつたが、その一つの現はれがこの官營模範工場富岡製絲所の設立であつた。但し器械繰絲の輸入移植は富岡製絲所を以て嚆矢とするのではない。明治三年舊前橋藩による前橋製絲所や四年の小野組の築地製絲場等の先蹤を有したのであるが、これ等先驅的經營に比して富岡製絲所の特色とするところは、前者の如く伊太利式器械によらずして佛蘭西式系統の器械繰絲を採用した我が國最初の大規模官營模範工場であつたことの外に、多數の傳習生を通じて我が國に器械繰絲技術を普及せしめるに役立つたこと、且つ近代的工場經營の範を示したことが數へられてゐる。

明治五、六年の交に開始された政府の製絲業助成政策は、士族投産といふ意味も含んで大久保内務卿時代を通じ

て盛行なされた。その結果洋式器械繰絲が全國的に普及するに至つたことは明かであるが、然しこれを以て器械繰絲が一舉に成功を収め得ることは出来なかつた。この所以を國內事情に徴するならば、在來の手挽繰絲・座繰絲の壓倒的存在が繰絲改良に對する大障礙であつた。又我が資本と技術との不足は器械繰絲の確立を許さなかつたのである。寧ろこの頃の現實は、明治九年十月勸業寮大屬速水堅曹が松方勸業頭に呈した生絲改良意見書にいふ如き「從前の座繰製絲をして一步進ましむるを以て即今の急務とする漸進的措施に出づることが需められてゐたのである。寧ろこの頃の現實は、明治九年十月勸業寮大屬速水堅曹が松方勸業頭に呈した生絲改良意見書にいふ如きつた（群馬縣蠶絲業沿革調査書、生絲之部、一一一頁）。そしてこの座繰絲と器械繰絲との優位の交替は、諸統計の示す如く明治二十年代の中頃まで待たねばならなかつたのである。しかもその後明治末年に至る間に、我が製絲業は伊・佛・支等の諸國を凌駕して國際生絲市場を確保するに至つてゐる。これには當業者自らいつてゐるやうに「本邦蠶繭ニ天賦ノ良質アルト勞働賃銀ノ低廉ナルトニ」負ふところ頗る多いのであるが（風間金八遺稿、製絲要論、八一丁）、この他方において器械繰絲の普及と支配とを現出した端緒としての富岡製絲所の功績も亦忘却すべからざるものに屬するといはねばならない。

富岡製絲所については、佐野瑛著「大日本蠶史」（明治三十一年刊）、大塚良太郎編「蠶史」（明治三十三年刊）、群馬縣内務部「群馬縣蠶絲業沿革調査書」（明治三十七年刊）等に散見し、その他、矢島太八編「甘樂産業叢談」（明治四十二年刊）、天覽富岡製絲場記（「生糸經濟研究」第一・二號、昭和二・三年）、和田英子著「富岡日記」、「富岡後記」（共に昭和六年刊）、等がある。但し後三者は評者未着なので富岡製絲所史の全貌を通観する便宜を缺いてゐた。然るに彙に大日本蠶絲會の「日本蠶絲業史」（五卷、昭和十年刊）の編纂にたゞさはれ、その後「開港と生絲貿易」（三卷、昭和十四年刊）を公刊された農學博士藤本實也氏は、昨秋片倉製絲紡績株式會社（現片倉工業株式會社）の依頼に

よる「富岡製絲所史」を上梓された。この書は富岡製絲所創業の翌六年六月、英照皇太后、昭憲皇太后御同列にて行啓遊ばされた七十周年を記念する事業の一つとして企圖されたものである。所史そのものは四六判七九頁の謂はゞ小著であるが、收めるところは第一章「本邦機械製絲の草創富岡製絲所」、第二章「創立當時の富岡製絲所」、第三章「富岡製絲所の經營」、第四章「富岡製絲所の變遷」、第五章「富岡製絲所の業績」より成り、その創業事情から現時の日本蠶絲製造會社時代に至る全沿革を簡潔に記述されてゐる。評者はこれを一讀して、我が國における洋式器械製絲技術の淵源として大なる意義を持つ富岡製絲所の變遷を通覽する上に頗る好適なものと考へたので、茲に本書を紹介することにした。

富岡製絲所の創設事由については既に一言したところであるから再度觸れる要はない。本書第一章第二節には雇傭佛人技師ポール・ブリューナーの提出した「見込書」の全文が掲げられてゐる。文中彼は「強テ現今歐羅巴各國ニ於テ用ユル方法ヲ其儘日本ニ移スト雖モ必ズ益アルニ非ズ。今實地ニ就テ論ズルニ歐洲汽機ノ便ヲ以テ日本在來ノ法ヲ増補スルニ如クモノハナシ」と述べ、次いで我が在來の繰絲法の缺陷を指摘しこれを歐羅巴の繰絲方法によつて「増補」する計劃を立ててゐる。この新規の歐羅巴式製絲方法として採用さるべきものは、殺蟄を太陽熱によらず蒸殺法を以てすること、及び繰絲を蒸氣力を以てすることの二點であつた。但し前者の蒸殺法採用は、明治四年七月伊太利新發明の燥繭法を得てこれに更めたが、要するに殺繭行程と繰絲行程とにおける「増補」の外は、舊來の我が製絲方法を利用して以て早急な革新による無用の摩擦の發生を避けたのであつた。評者がこれを讀みつゝ興味を感じたのは、最近石川準吉氏によつて譯出された「傭佛人技師フランシスク・コワニエ著、日本蠶物資源に關する覺書」に示されてゐる我が在來蠶業技術の缺陷の指摘と新建設計畫の立案とである。このコワニエは明

治元年九月明治政府最初の傭外國人技師として但馬の生野鑛山の再建設を擔當し、同鑛山一切の建設を終へて明治十年一月解雇された。ブリューナーが製絲技術の傳習生養成について進言しこれが前述の如く後年の我が製絲業發達上大なる成果を擧げたに對し、コワニエの「佛國の蠶學教師をして生徒を訓導せしめ、生野鑛山を修學實驗所となし、人材の輩出を俟」つとの建議も亦容れられて實行されたのであつたが、然し蠶業士養成制度そのものはその後我が教育制度一般の確立に伴なひ大なる進展を見ることなくして終つてゐる。この對照の裡に、明治初期における我が近代的産業の發達の動向が暗示されてゐるといつてよい。コワニエは洋式採掘方法の移入を唱道し、進んで「若し日本政府が歐洲人に鑛山の所有を許可」せんことを斯業發達のために需めてゐるが、前者が政府當局によつて採擇され後者が拒否されたことはいふまでもない。——因みにコワニエの譯書一〇二頁の Inanberg とはツンベルクのことであらうし、七四頁の安藝の砂鐵精鍊の數字は一一一頁のそれを以て改訂さるべきであることをこゝに附言して置く。

ところでブリューナーが工場設立の適地として上武信州各地を物色した後、富岡を選定したのは、藤本博士によれば「附近一帯が旺盛なる養蠶地で優良な原料繭を得ること、妙義山より水源を發する清冽な淨水を引くことが出來、且脚下に鑛川の清流をも控へてゐるので何時も唧筒を用ひて吸上げ得べく旁々水の豊富なることに着眼したものである」であつた。交通の便についてブリューナーは「早晚日本も鐵道の開通する日もあらう、當時未だ東京横濱間の最初の鐵道もなかつた際に豫めその地域を研究するまでには至らなかつたが、交通問題としては他日の考究に屬することとした」のであつた。然しながらその後信越線の開通に當つて、彼の豫想と違ひ謂ゆる下仁田線の敷設豫定が地許の反對運動もあつて實現し得なかつたことは富岡製絲所の經營をして不利ならしめる一因となつたのである。

明治五年十月四日線業を開始し、この種の新興事業の嘗めるを恆とする幾多の苦悶の陣痛を経験した富岡製絲所は、「漸く場内の施設も一通り緒に就きて、是れより益々其の實績を揚げんとせる内、早くも明治八年末には、技術指導に當つたブリューナの契約は、満期となつた」。政府内部には「技術首腦者を失ひたる爲に、生絲の品質が低下し賣れ行が不圓滑にでもなるが如き憂もあつては遺憾であるから、外人に支拂ふ給料は寡からぬ額ではあるがこれは本場〔富岡製絲所〕の資本と考ふれば眼を塞いで堪へ忍ばねばならぬ」と説く者もあつたが、所長尾高惇忠は「一大英斷を以て契約期限の満了を機とし之れを解備し、邦人獨力に由つて經營せんことを主張し」、遂に衆議の賛同を得ることが出來た。藤本博士はブリューナの解備を以て「これに因りて尠からぬ國帑の節約は素より、我が蠶絲業發達途上に於ける満々たる氣魄を中外に宣揚したるもの」と讃へられてゐる。

然しながら邦人技術の獨立はこゝに實現されても、製絲業經營は容易ならぬ難問題であつた。原料繭の購入と製造生絲の販賣とが生絲相場の浮沈變動に左右される實情の下において、繁文縟禮の弊を帯びた官營事業は商況利用に時機を失すること屢々であつた。この點は、明治八年五月内務省の命を奉じて富岡製絲所の利害得失を調査した速水堅曹の復命書に明示されてゐる。本書四〇―四五頁には「富岡製絲所現在ノ景況」と題する復命書の全文が掲げられてゐるが、これは當時の富岡製絲所經營内情を窺ふに好箇の資料である。速水堅曹の調査報告の結論は、官營を否定して民業に移すべきこと、外人傭教師を解雇し部内の刷新を計るべきこと等であるが、書中に曰く「創立以降就業三年ノ後尙計算立ツ可キノ目途無シ」。「今日ノ體裁ヲ以テ之ヲ觀レバ到底利ヲ得ル能ハズ。然則器械製絲ハ無用ニ屬スルカ決シテ然ラズ。唯富岡製絲場ノミヲ以テ論ズレバ損失ノ根源」は、「三方高山邱壑、道路未ダ開ケズ、加フルニ村落寥々人智最モ幼稚ナリ。是以テ百事ノ不便ニシテ男女工ノ惰氣ヲ生ズ」。「掛官員ニ於ケルヤ、官

ノ規則ニ縛ラレ區々タル文書面ノ往復ト一己ノ保護トニ拘泥セザルヲ得ズ、故ニ此繁劇ニ空シク時日ヲ送り國家ノ大利ヲ謀ルノ餘暇無シ」。この他方において、「該場ノ業、素ヨリ新方タルヲ以テ悉皆教師ノ指示ニ據ラザルヲ得ズ。然ルニ其教師ト雖モ上絲ヲ製造シ、高價ニ賣却シ、自己奉職ノ名義ヲ失セザラン事ニノミ着眼シ、敢テ理財上ニ關セ」ず、しかも「教師ニ擔任ノ業務ナレバ是非曖昧ニ、掛役員ニ於テ斷然夫レヲ糺スヲ得ズ」と弊害の所在を指摘してゐる。爾來七十年後の今日に至つても尙聽くべき内容を持つものといつてよい。

富岡製絲所は遂に民營に移された。明治二十六年九月同所は三井經營となつた。時の所長速水堅曹が同年十月松方大藏大臣に書面を以て「富岡製絲所最初建築を初め一切の興業費」の收支計算を報告してゐるが、これによれば「政府が初め投じたる固定資本即ち建築費を始め一切の興業費は一時缺損を生じたるも遂に後年償却して多少の剩餘さへ生ずるに至り、又流通資本たりし營業費も一時缺損を通り抜けて最後に全部完納したとあれば政府に於ては物質上損失は免かれてゐる」。然しながら藤本博士は「この收支年々の損益計算では最後に於て固定流通の兩資本金とも完納されてゐるが如く報告されてあるが、翻つて精密に考究すれば、年々の損益計算が詳細の簿記式記録として發表されてゐないので、假令ば資本利子の如き、固定建築費償却の如きが計上されてゐるや否や、若し計上されてゐなければ相當額の損失も見込まれるやうである。又其の年缺損の計算を見ても政府より補充したる等、嚴格に検討せば、必ずしも收支償ひたるか否かは未判定である」と做され、「この製絲所に因つて利益を擧げ若しくは收支決算上損失無しとは斷言し難い。併しながら本所の國家的貢獻は定に大きく筆紙に盡し難い」とその業績について結論を下されてゐる。博士の論旨洵に穩當なるものといはねばならないであらう。

本書紹介の筆を擱くに當つて一つの希望を述べて置きたい。それは本書において富岡製絲所の勞働事情について

殆んど觸れてをられぬ點を、他日改訂される機會あらば増補していただきたいことである。例へばその一端を示すものとして既掲の「大日本蠶史」三二一―三三三頁には「工女寄宿所揭示」が收められてゐる。これは當時他の製絲所の工女取締に關する規則の原型をなしたものである。この問題を中心とする労働諸事情を博士は如何様に解釋を下されるかを伺ひたいと思ふ。その生産工程において工女の繊細な指端を必須とする製絲業は、彼女達に對する労働事情の解明なくしては十分な吟味を下したものと做すことが出来ないであらう。若し何等かの形でこの希望が容れられるところなるならば、それは獨り評者のみならず我が學界にとつて最も幸ひとするところであると言を俟たない。

増井幸雄教授追悼

永田清

増井幸雄先生は昭和十九年三月十八日慶應病院に於て手厚い看護のうちに長逝せられた。先生の逝去はひとりわが慶應義塾の損失のみならず、日本經濟學會の擧げて惜むところである。ここに先生の人格、略歴、業績を記し、更めて追悼の念を深くするものである。

先生は最も忠實な學者であつた。その忠實は單に學問に對して生涯渝らなかつたばかりではなく、先生の全人格を貫く生活指針であつた。學問に對して忠實であるといふことは學者の當然に擔ふべき義務であり、かかる義務を果す學者は世に多い。しかし先生の如く、全人格を貫く忠實のうちに、着々と學問の途にいそむものはさほど多くない。先生が公事は言ふに及ばず、身邊の小雜事に至るまで、細大もらさず常に忠實を以て貫かれたことは、先生の貴重なる生活記録として残されることになつた。ある詩人は「學者の死は淋しくていゝ」と歌つてゐるが、以上のやうな先生の生活記録が最後の頁を閉ぢたときに、私はつくづくとさう思つたのである。殊にこの言葉は先生の如き忠實な學者の長逝を悼むに相應しい文字である。

私が最も深く先生の教へをうけたのは大正十五年四月からのフランス經濟學說研究の講義を聴くときにはじま